

# 第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会だより

第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会 平成21年11月15日 No.2

## 第2回「第二中学校・第四中学校適正規模合同委員会」が開催されました

第二中学校、第四中学校の統合に伴う両校の第2回適正規模合同委員会が、10月26日(月)に総合福祉会館において開催されました。当日は、第1回会議の確認を行い、両校に新設校を設置した場合の校舎配置などの学校施設案の説明がありました。また、新設校の設置場所を検討するため、文部科学省の「中学校施設整備指針」の各項目ごとに、両校の比較を行いました。当日の主な内容は以下のとおりです。

### 第1回会議の確認事項

- ・両校を統合し、新たな学校を新設する方向で検討する。
- ・両校の統合時期は、平成23年4月1日を目途にしたいという方向で検討を進める。

### 第二中学校及び第四中学校に新設校を設置した場合の学校施設案について

第二中学校及び第四中学校に新設校を設置した場合の学校施設案について、教育委員会の教育施設課より説明があり、質疑応答が行われました。この施設案は、それぞれの校地や周辺の状況を踏まえ、また部活動に伴う運動場の確保を重視し、最もふさわしいと思われる校舎や体育館の配置を図面にしたもので、教育委員会内部で十分に検討されたものです。合同委員会では、この学校施設案についても、新設校の設置場所を検討する判断材料にしていきたいと考えております。

### 「中学校施設整備指針」に基づく両校の比較について

「中学校施設整備指針」(平成21年3月改定)は、文部科学省が学校教育を進める上で必要な施設機能確保のために、学校施設の計画及び設計において必要となる留意事項を示したものです。本合同委員会では、この指針に示された視点をもとに両校を比較し、新設校の設置場所の検討を進める予定であります。当日は、本指針に示された『校地計画』の各項目を一覧表に整理し、各項目ごとに両校の比較を行いました。主な項目は以下のとおりです。

#### 校地環境

- 【安全な環境】・周辺が一定幅以上の道路に接している ・見通しの良い地形 など
- 【健康で文化的な環境】・良好な日照・空気を得られる ・排水の便が良好 など
- 【適正な面積及び形状】・必要な学校施設を整備できる面積 ・まとまりのある適正な形状

#### 周辺環境

- 【安全な環境】・頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していない
  - ・騒音、臭気等を発生する工場等が立地していない
- 【教育上ふさわしい環境】・社会教育施設や社会体育館に近接
  - ・教育上ふさわしくない施設が立地していない など

#### 通学環境

- 【通学区域】・生徒が疲労を感じない程度の通学距離の確保ができる
    - ・通学区域の設定については生徒の居住分布等を適正に配慮 など
  - 【通学経路】・交通頻繁な道路、鉄道路線等との交差を避けるなどの安全な通学路の確保
- \* その他として、統合に伴い両校が暫定校舎となった場合の校舎改修費用についても、比較検討する必要があるとの意見も出されました。

「合同委員会だより」は後日ホームページ上にも掲載いたします

(<http://www.city.maebashi.gunma.jp/kbn/15400073/15400073.html>)

問い合わせ先: 前橋市教育委員会学校教育課教育企画係(適正規模地区委員会事務局)

電話: 027-898-5865(直通) FAX: 027-221-3418